

## CU三多摩ニュース No.21

2017. 3. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-8703 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎fax 042-571-1166/090-2247-1166

### 東大和市駅、立川駅でCU宣伝

「若者にも伝わる内容チラシを」の声も



#### 初の東大和駅前宣伝、反応がいい

2月24日、西武線・東大和市駅で初のCU三多摩による宣伝行動を行い、春闘共闘チラシや組合のリーフを組合員8人で配布しました。

大変寒い日でしたが、ティッシュ付きチラシの受け取り、反応も良く、大切に抱えて持ち帰る方もいました。居酒屋での反省会では「チラシ内容など、若い人向けに改善が必要では？」等の意見も出され、次回は「玉川上水駅でやろう」との意欲的な声も。

#### 寒風の中、立川駅での宣伝行動

また、3月10日には立川駅北口で6人で行動。マイクで訴える口も回らぬ寒さでしたが、

元気いっぱい取り組みました。

安倍首相の「働き方改革」の実態、残業代ゼロ法や解雇の金銭解決など労働法制改悪の推進、最低賃金932円以下はダメ、労働者の味方であるはずの監督署等の外部委託でおざなりの行政指導の現状を訴えました。

「残業代の未払い、パワハラ等の相談に乗ってますコミュニティユニオン東京です」と訴えてリーフレットを渡すと、受け取りもいい行動参加の感想も語られました。

継続してやることで注目や存在が高まっていくのではないかと、「毎月宣伝」の意欲に、乞うご期待です。

## X社のパワハラ雇い止め

### 納得の解決で雇用継続

共産党の市議の紹介で、Bさんから「職場の上司によるパワハラと雇止め問題」の相談がCU三多摩に持ち込まれたのが2016年9月、そして今年2月、企業が職場からのパワハラを根絶への取り組みを開始し、あわせてBさんの雇用継続を実現するという画期的な勝利を得ることができました。

Bさんは2014年10月、障害者枠（精神障害3級）で外資系生保企業のX社に契約社員として採用されました。契約書は「契約期間の終了で満了」という不更新を前提としたものです。その上、職場の指導員である上司によるパワハラがひどく、16年6月にうつ病発症で病休。3カ月後に職場復帰しましたが、再び暴言や叱責

が続き、病休を理由に次回契約不更新という、雇止めも通告される中での組合対応となりました。

組合は、パワハラ



解決は緊急性があるとの認識から、雇用窓口のハローワークに企業の調査・指導を再三にわたり要請。その結果、ハローワークは、会社の事実確認に入り、労働組合の関与も企業に伝え、職場からのパワハラ根絶を促しました。Bさんは「働きたい」という熱意を持ち、パワハラ実態の録音を続け証拠保全してきた事が、解決の決定打となりました。

Bさんは「職場のパワハラがなくなり、仲間と一緒に安心して働けるのがうれしい。労組でたたかう力強さを実感できた」と喜びを語っています。 (三宅記)

## 三多摩春闘総決起集会に参加

### 地域ユニオンの役割大きい

2月23日、小金井市宮地楽器大ホールで開催された三多摩国民春闘勝利総決起集会は、労組を中心に約500人、CU三多摩からも8人がのぼり旗を立て参加しました。

集会は、小金井貫井囃子で開幕、「すべての労働者の大幅賃上げ・底上げと雇用の安定！暴走政治ストップと組織拡大で守ろう暮らし、命と平和」がスローガンに掲げられ、全労連の伊藤圭一労働法制局長が講演しました。

争議を闘う組合、JMITU、都教組、医労連、東京土建の各組合からの訴えと紹介がありました。「次回はCU三多摩からの訴えを」と他組合からの話もあり、地域ユニオンの役割りが大きくなっていると感じられました。

### 仕事のトラブル解決しよう

仕事や職場でトラブル、一人で悩まず組合にご相談下さい。相談員が悩みを仲間としてお聞きし、アドバイスします(無料)。必要に応じ、会社交渉、弁護士の紹介も行います。

# CU三多摩、200人突破！



当初掲げた1月目標はずれ込みましたが、3月の執行委員会で、ついに当面の目標200人に到達することができました。

主な特徴は、労働相談を通じた加入が相次いだ事、組合が「駆け込み寺」の役割を担っている信頼があります。別記での「解決事例」は一部ですが、「相談してよかった」の声は、相談員のやる気と感動を呼ぶもので、それぞれが日程調整しての対応にも力がこもります。

現在、相談員への負担軽減も課題です。協会員員の拡大強化が必要であり、次は300人目標となります。7月に3回目の定期大会を予定しており、さらに飛躍できるよう、組合員の皆さまのさらなるご支援、ご協力を願っております。

### 労基署へ申し立て、本人以外も

労基法違反や命令違反については、労基法一〇四条で「当該の労働者が申告」とされ、家族や他人、労組の申し立てでも、入り口となる有期契約や臨時職員に追い返される事が多いのが現状です。そこで活用できるのが、〇2年2月、井上美代兵産党参院議員の質問への答弁書で「家族等から違反事項が寄せられた場合、内容を勘案しつつ監督指導」とれました。これを労基署に示すことで、相談に当たる組合等でも活用できます。

【地評・労働相談センターNo.15815】